案件名:中央図書館で使用する電力

No.	需要場所	基本料金(円)注2		電力量料金(円) 注3、4		00
		契約電力等10 (契約内容に応じ てkW等の単位を記 載)につき	全く電気を 使用しない場合	種別	1kWhlこつき	OO 割引·割増 (円)注5
1	札幌市中央図書館			平日		
				休日		

- 注1 基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含む。
- 注2 基本料金において力率割引がある場合には、次のア、イの条件に従い、割引又は割増を行う。

ア カ率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。)とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

イ カ率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

平均力率= 有効電力量 $\sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2}$ × 100(パーセント)

- ※ 平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ※ 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 注3 電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行うこととし、その方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。

注4 電力量料金は、その1月の平日・休日別の使用電力量によって算定することとし、平日に使用された電力量には平日料金を、休日に使用された電力量には休日料金をそれぞれ適用する。

なお、休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。

注5 その他割引等を設定する場合に記載する。